

○生産緑地地区制度概要

*生産緑地地区制度とは

市街化区域内にある農地の緑地機能に着目し、災害の防止や農業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。生産緑地地区に指定された農地は、その後農地として管理することが義務付けられ、農地以外の利用ができません。例外として公共施設の設置、管理に係る行為に利用する場合は、あらかじめ市町村長に通知することで行うことができます。

*生産緑地の指定要件

- ①市街化区域内にある農地等で公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全など、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の用に供する土地として適しているものであること。
- ②面積500m²以上の規模の区域であること。ただし、市が条例で定めることで300m²まで引き下げ可能。富士見市は平成31年4月1日から300m²にしています。
- ③用水路その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

*生産緑地の追加指定について

本市では、令和元年度から農業者の申請に基づく追加申請を受け付けています。

指定要件は、原則公道に面し、次のいずれかに該当するものです。ただし、1つの農地として100m²以上あるものが対象となります。

- ①良好な緑地環境の保全の観点から必要なもの
- ②防災及び減災の観点から必要なもの
- ③公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- ④すでに指定された生産緑地地区の一体化または整形化を図ることができるもの及びこれとともに一団の土地を形成するもの

*生産緑地の行為制限解除

当該生産緑地地区の指定を告示した日から起算して30年を経過したとき、又は主たる農業従事者が死亡、もしくは農業に従事することを不可能にさせる故障となった場合に、市長に対し買取りの申出をすることが可能です。

買取りの申出が提出されると市は各部局に買取り希望照会を行い、市が買い取らない場合、次に農業委員会、農協を通じて農業従事者へ取得の斡旋を行います。

斡旋不調により、買取りの申出の受理日から起算して3ヵ月以内に所有権の移転が行われなかつた場合に生産緑地の行為制限が解除となります。

○富士見市生産緑地地区数及び面積

告示日	地区数	面 積	(m ² 換算)
平成 4年12月10日	216地区	70. 77ha	707,700 m ²
令和 3年12月24日	226地区	73. 26ha	732,600 m ²
本議案可決後	222地区	72. 29ha	722,900 m ²

○経緯の概要

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 農業委員会意見聴取 | 令和4年 7月25日 |
| 2 農業委員会回答 | 令和4年 7月25日 |
| 3 県知事協議 | 令和4年 9月29日 |
| 4 県知事回答 | 令和4年10月 4日 |
| 5 案の公告 | 令和4年10月17日 |
| 6 案の縦覧 | 令和4年10月17日～10月31日 |
| 7 富士見市都市計画審議会 | 令和4年11月10日 |
| 8 都市計画変更の告示 | 本議案可決後 |
| 9 図書の写しの送付 | 本議案可決後 |